

令和 8 年度 大津市立富士見小学校いじめ防止基本方針

はじめに

2011 年（平成 23 年）の市内中学生が自ら命を絶たれた痛ましい事案以降、このような悲しみを再び繰り返してはならないという強い決意のもと、富士見小学校においては、いじめ防止対策推進法（以下「法」といいます）、大津市子どものいじめの防止に関する条例（以下「条例」といいます）、大津市いじめの防止に関する行動計画に基づき、いじめの「未然防止」「早期発見」「早期対処」を柱に、いじめ問題に対する対策を進めてきました。

条例には、以下のような基本理念が定められています。

「全ての子どもは、かけがえのない存在であり、一人一人の心と体は大切にされなければなりません。子どもの心と体に深刻な被害をもたらすいじめは、子どもの尊厳を脅かし、基本的人権を侵害するものです。しかしながら、いじめはいつでもどこにおいても起こりうると同時に、どの子どももいじめの対象として被害者にも加害者にもなり得ることがあります。このようないじめを防止し、次代を担う子どもが健やかに成長し、安心して学ぶことができる環境を整えることは、全ての市民の役割であり責務です。」

この基本理念に則り、富士見小学校では、過去の反省を忘れることなく、子どもの声や主体性を大切にしながら、地域社会全体で、いじめ対策に取り組んでいくことが重要であると考え、本校のいじめ防止基本方針を定めました。

全ての子どもたちが安心・安全に学校生活を過ごす事ができ、一人ひとりの笑顔が輝く学校づくりを進めるためにも、学校組織全体で、以降に示す取組を進めます。

目次

- 1 いじめ問題に関する基本的な考え方
 - (1) いじめの未然防止
 - (2) いじめの早期発見
 - (3) いじめへの対処
- 2 「いじめ対策委員会」の設置
 - (1) 役割
 - (2) 構成員
 - (3) 関係する校内委員会等との連携
 - (4) いじめ事案対応フロー図
- 3 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項
 - (1) 基本方針、年間計画の見直し
 - (2) 基本方針、年間計画の公開・説明
- 4 いじめ防止等に向けた年間計画
- 5 その他（資料等）

1 いじめ防止等のための対策の基本的な考え方

いじめ問題に取り組むにあたっては、「いじめ」にはどのような特質があるかを十分に認識し、日々「未然防止」と「早期発見」に取り組むとともに、いじめが認知された場合の「早期対応」に的確に取り組むことが必要であると考えます。法では、「いじめ」を以下のように定義されています。

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

本校では、このいじめの定義に基づき、「未然防止」「早期発見」「早期対応」に関する以下の内容について、組織的に進めます。

(1) いじめの未然防止

いじめはどの子どもにも、どの学校でも、起こりうるものであることを踏まえ、より根本的にいじめの問題を克服するためには、すべての児童を対象としたいじめの未然防止の観点が重要です。

このため、本校では、すべての児童が、より良い人間関係を構築できるような態度を育むことで、いじめを生まない環境づくりを進めます。また、家庭、地域その他の関係者に対し、学校での取り組み内容を説明し、協力を求めることで、地域社会が一体となった取組を進めます。

取組の基本となるのは、児童が、周囲の友人や教職員と信頼できる関係の中、安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や学校行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくり、学校づくりを行っていく事であると考えています。学校のあらゆる教育活動の中で、すべての児童が自己存在感を感じ、自己決定の場を与えられ、共感的関係を育てる機会を設けることを大切にし、互いを認め合える人間関係・学校風土の醸成に努めます。加えて、児童自らがいじめについて学び、取り組む等の自主的・自治的な活動を積極的に支援し、児童一人ひとりが主役となる学校づくりも進めます。

そうした未然防止の取り組みについては、日常的な児童の行動の様子や欠席の状況を把握し、その状況に応じ、随時見直しを図ることで、より充実した取組を進めます。

については、上記のことに関して、本校では、以下のような取組を進めます。

① 子どもの主体的な参画

No.	行動計画の具体的取組	取組目標
a	いじめ防止啓発月間を中心とした子ども主体の取組の推進	・ いじめ防止月間では、全校で協力したり、楽しく他学年とのふれあいを深めたりできるような取り組みを、委員会を中心に子ども主体の取組を実施し、いじめ未然防止に努める。
b	学校・学級及び個人のいじめ防止に関する取組目標の設定	・ 「富士見ど〜ん！！」プロジェクト（いじめ未然防止）に積極的に参加する。 ・ いじめ防止に向けて各学級で活動する。（人権に関する標語づくりやポスター作成等）

② 子どもに対する教育・啓発

No.	行動計画の具体的取組	取組目標
a	いじめが許されないことを理解し、子どもの解決力を育むための教育の推進	・学級活動や道徳の学習を中心に、学校生活全体を通して、児童自らがいじめについて考え、意見を交流することにより、いじめに対する理解や解決力を深め、育てていく。 ・専門家（弁護士）の方に、法律の視点からみても、いじめはしてはいけないことであることを学ぶ機会を設ける。
b	インターネット上のいじめ防止を含む情報モラル教育の実施	・情報モラル教室を行い、講師の先生からインターネット上のいじめに関することや、スマホやタブレットを使用する際に大切なことについて学ぶ機会を設ける。 ・学級活動や道徳の学習を中心に、情報モラルについて学習する。（主に4年生以上）
c	相談することの大切さに関する啓発	・日々の教育活動や相談窓口等の広報啓発物配付などの機会を捉え、誰にでも悩みがあることや、悩みを一人で抱え込まず、周りの人に助けを求めることも大切なことであることを伝える。
d	子どもの心を豊かにする道徳教育の推進	・お互いを大切にする心や、公正、公平な態度など、心を豊かにする道徳教育を推進する。学校と家庭、地域社会が一体となり、道徳教育を進めるために、全学級が道徳の時間の授業参観を実施する。
e	自他ともに認め合う人権教育の推進	・道徳では、個性の伸長、親切・思いやり、よりよい学校生活・集団生活の充実を重点項目として扱い、道徳の学習と生活や体験をつなげ、自尊感情を高めたり、自他ともに認め合える人権感覚を醸成したりしていく。 ・互いのよさに目を向け、相手を思いやる言葉遣いや行動を大切に、互いに高め合える集団づくりを推進する。
f	分かりやすい授業づくり・子どもの存在や意見が尊重される学級づくりの推進	・学習の導入時にめあてを示し、児童が見通しをもって学習に取り組めるようにする。一人ひとりをつかりと見取り、学習のつまずきや成長した点を見逃がさないように心掛ける。誰もが安心して学習に取り組めるよう、支持的な学級づくりに努める。
g	思いやりの心を育てる異年齢交流の推進	・「富士見ど〜ん！！」プロジェクトを通して、全校児童が一体となれるような活動を計画し実施していく。 ・リレーのバトンパスや大縄跳び、タブレットの使い方等をペア学年の下学年の児童に教えたり、そのことに対し、感謝の気持ちを伝えたりする交流を通して、お互いに思いやりの心を育てる。

③ 教員に対する研修・支援

No.	行動計画の具体的取組	取組目標
a	学校いじめ防止基本方針の策定、保護者・地域への周知	・国や大津市が定めるいじめ防止基本方針をもとに、本校にあった学校いじめ防止基本方針を策定する。また、学校のホームページにあげ、保護者や地域の方にも周知していく。
b	保護者・地域に向けた子ども支援コーディネーター等学校への相談の呼びかけ	・学校だよりや、PTA が参加する研修会等を通して、スクールカウンセラーと共に、相談の窓口になることや、子ども支援コーディネーターの役割等を周知する。
c	いじめ対策に関する校内研修の実施	・いじめ対応リーフレットや大津市いじめ防止基本方針をもとに、いじめ対策に関する校内研修を実施。また、保幼小中の連携を密にし、子ども支援に関する情報共有や、スキル向上を目指す。
d	いじめ事案への対応体制の整備及びいじめ事案に対応する教員への組織的な支援の充実	・外部講師の協力を得ての校内研修や伝達講習など、いじめ対策に関する研修を実施する。 ・子ども支援コーディネーターを中心に、定例のいじめ対策委員会や生徒指導・教育相談との連携を図り、情報を共有し対応する。

④ その他（学校独自の取組）

取組目標
・「富士見ど〜ん！！」プロジェクトを行い、いじめ未然防止に取り組む。 ・「子どもを語る会」を実施し、気にかけていきたい児童の情報を全職員で共有し、児童理解を深める。
・毎月第2木・金曜日を「ハートの日」とし、長休みと昼休みに気軽に相談に訪れることができる部屋を準備し、教育相談担当が相談を受ける日とする。

(2) いじめの早期発見

いじめは、大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするものです。しかしながら、いじめやその疑いを見逃してしまうと、より深刻な状況を招いてしまいます。そのようなことから、本校では、たとえささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から学校のいじめ対策委員会が中心となり積極的に対応します。

そのためには、多くの大人が児童の小さな変化に気づく、鋭い観察力を高めることが必要です。このため、本校では、日頃から児童の様子をしっかりと見守り、教職員間で定期的に共有します。わずかな兆候であっても、背景にいじめがあるのではないかとの疑いを持って、いじめ対策委員会で対応について協議します。その上で、いじめを軽視することなく、事実関係に基づいて積極的に認知します。その際、個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめを受け

た児童の立場に立って行います。

また、児童または保護者が、抵抗なくいじめに関して相談できるよう、学校は、定期的なアンケート調査や定期的な教育相談を実施し、いじめの実態把握に取り組みます。それとともに、児童または保護者が日頃からいじめについて相談しやすい雰囲気づくりに努めます。また、学校が家庭と緊密な連携をすることにより、学校と保護者との間の情報共有をし、児童生徒の状況をきめ細かに把握するよう努めます。

加えて、より多くの大人が児童の悩みや相談を受け止めるため、保健室や相談室の利用、関係機関の開設している相談窓口について広く周知するとともに、地域関係団体や保護者に対しても協力を求めます。

については、上記のことに関して、本校では、以下のような取組を進めます。

① いじめに関する情報収集

No.	行動計画の具体的取組	取組目標
a	いじめ等の早期発見のための定期的なアンケート調査の実施	・学期に1回の生活アンケートを行い、複数で点検し、それをもとにして個別の教育相談を実施する。 (6月、10月、2月)
b	いじめ等の悩みの把握及び教育相談の実施	・学期に1回の生活アンケートを行い、複数で点検し、それをもとにして個別の教育相談を実施する。 (6月、10月、2月) ・毎月第2木・金曜日を「ハートの日」とし、教育相談担当が相談を受ける日とする。
c	教職員による校内及び校門等における見守り活動の実施	・学校長や生徒指導部会、子ども支援コーディネーターを中心に、朝の見守りを行う。また、管理職や教務が中心となって、日々、校内の見守りを続けていく。
d	日頃からの家庭との連携及び情報交換の実施	・トラブルが起こった時だけではなく、児童のよい姿や、成長が見られた時にも保護者に連絡を入れ、信頼関係を築いていく。また、おたよりやホームページ等を通して、積極的に学校の様子を伝えていく。

② いじめに関する情報共有

No.	行動計画の具体的取組	取組目標
a	子ども支援コーディネーターを中心としたいじめの疑いを含めた様々な課題に関する情報の集約・情報共有	・いじめの疑いがあった時には、個人や学年だけで判断するのではなく、必ず管理職や教務に報告する。また、いじめ対策会議用紙に事案の概要を記録し、情報を共有するとともにいじめ対策会議を実施し、対策を練る。

b	いじめの疑いの段階での翌授業日中の教育委員会への速報	・ いじめ対策会議用紙を当該学年、教務、管理職で迅速に共有し、教育委員会へ速報をあげる。
c	保幼小中の連携や学年を超えた情報共有の推進	・ 入学前の情報共有を密に行う。児童の様子はもちろん、保護者についての情報についてもしっかりと伝達していく。 ・ 55交流を密に行う。 ・ 毎週金曜日のいじめ対策会議の際に、各学年から様子や心配な児童についての情報を共有する。

③ その他（学校独自の取組）

取組目標
・ 毎月第2木・金曜日を「ハートの日」とし、長休みと昼休みに教育相談担当が相談を受ける日とする。

(3) いじめへの対処

本校では、教職員がいじめと疑われる場面を発見・通報を受けた場合には、一人で抱え込むことなく、速やかにいじめ対策委員会を中心とした組織で対応をします。被害を受けた児童を守り通すとともに、教育的見地から、毅然とした態度で加害児童を指導します。その際、謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、児童の人格の形成に主眼を置いた指導を進めます。

例えば、遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、教職員はその場でその行為を止めます。また、児童や保護者から、「いじめではないか」と相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴し、被害を受けている児童や相談のあった児童の安全を確保します。

特に、インターネット上のいじめへの対応については、大津市および大津市教育委員会が作成している「インターネット上のいじめに関する対応マニュアル」に基づいて対応します。

いじめ対策委員会では、いじめの疑いがあった場合、直ちに情報を共有し、速やかに関係児童から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行います。事実確認の結果は、校長が責任を持って大津市教育委員会に報告するとともに、被害・加害児童の保護者に連絡します。

なお、児童生徒の生命・身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるときや、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認めるとき、もしくは、指導を行ってもいじめ行為が止まないときなど、学校がいじめられている児童生徒を徹底して守り通すために必要と判断する場合は、所轄警察署等関係機関や、心理や福祉等の専門家と相談し、連携して対処を進めます。

このため、すべての教員の間で、いじめを把握した場合の対処のあり方について共通理解を図るとともに、迅速かつ的確に対処できるよう、平素から関係機関との連携に努め、情報共有する体制を構築します。

ついては、上記のことに関して、本校では、以下のような取組を進めます。

① いじめの対処

No.	行動計画の具体的取組	取組目標
a	「いじめ対策委員会」の開催を通じた組織的な対応	・ いじめ疑い事案が発見された場合、学年間、教務、管理職等と迅速に情報を共有し、いじめ対策委員会を開き、事案の事実確認を行い、指導の方針、支援内容等を決定し、複数で対応していく。また、状況によっては、スクールカウンセラーや教育委員会等にも相談し、連携を取りながら対応していく。
b	いじめ事案の解決に向けた対応（被害の子どもへの支援・加害の子どもへの指導等）	・ まずは事実確認をしっかりと行う。早期対応をあせるが故に、事実確認が疎かにならないように注意する。また、被害児童や保護者の意向も確認し対応していく。加害児童に対しては、すぐに謝罪させるのではなく、何が問題だったかを自分でも考えさせ、今後につなげていけるよう指導する。
c	インターネット上のいじめへの対応	・ 児童への情報モラル教育を行うとともに、保護者への啓発を促すような研修会や資料の配布も合わせて行い、学校と家庭が連携していく。
d	重大ないじめ事案が発生した際のアンケートや聴き取りによる適切な調査の実施	・ 被害児童や情報を知らせてくれた児童が、2次被害にあわないように配慮しながら、客観的な事実確認ができるように努める。
e	いじめ事案に関する情報の適正な管理・保存	・ いじめ対策会議用紙・いじめ事案報告書については公文書として、適切な管理、5年保存を徹底する。
f	いじめ事案が生じたときの保護者との連携	・ 確認した内容・指導した内容を速やかに報告する。事案の内容によっては、電話連絡をするのではなく、家庭訪問を行ったり、来校していただいたりして、直に会って伝えるようにする。

2 いじめ対策委員会の設置

本校では、いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、法第22条に規定される組織として「いじめ対策委員会」を常設します。その役割等については、以下のとおりとします。

(1) 役割

- ア) いじめの防止等の取組の年間計画を作成する
- イ) いじめの防止等の取組について、すべての教職員間で共通理解を図る
- ウ) いじめの防止等の取組の実施、進捗状況の確認を行う
- エ) 児童や保護者、地域に対し、いじめの防止等の取組についての情報発信やいじめに関する意識啓発のための取組を行う
- オ) いじめの疑いや児童の問題行動などに関する情報の収集と記録、共有を行う
- カ) いじめの疑いに関する情報があつた時には緊急会議を開催し、いじめの情報の迅速

- な共有を図り、教職員や関係のある児童等への事実関係の聴取、児童に対する支援・指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携等の対応を行う
- キ) いじめとして対応すべき事案か否かの判断を行う
- ク) 重大事態に係る調査の母体となり調査を行う
- ケ) P D C A サイクルに基づき、毎年度、いじめの防止等の取組の検証を行うとともに、その結果等を勘案して、必要に応じて学校いじめ防止基本方針の見直しを行う

(2) 構成員

いじめ対策委員会の構成員は、管理職、教務主任、子ども支援コーディネーター、生徒指導主任、教育相談主任、養護教諭、学年主任および担任とします。

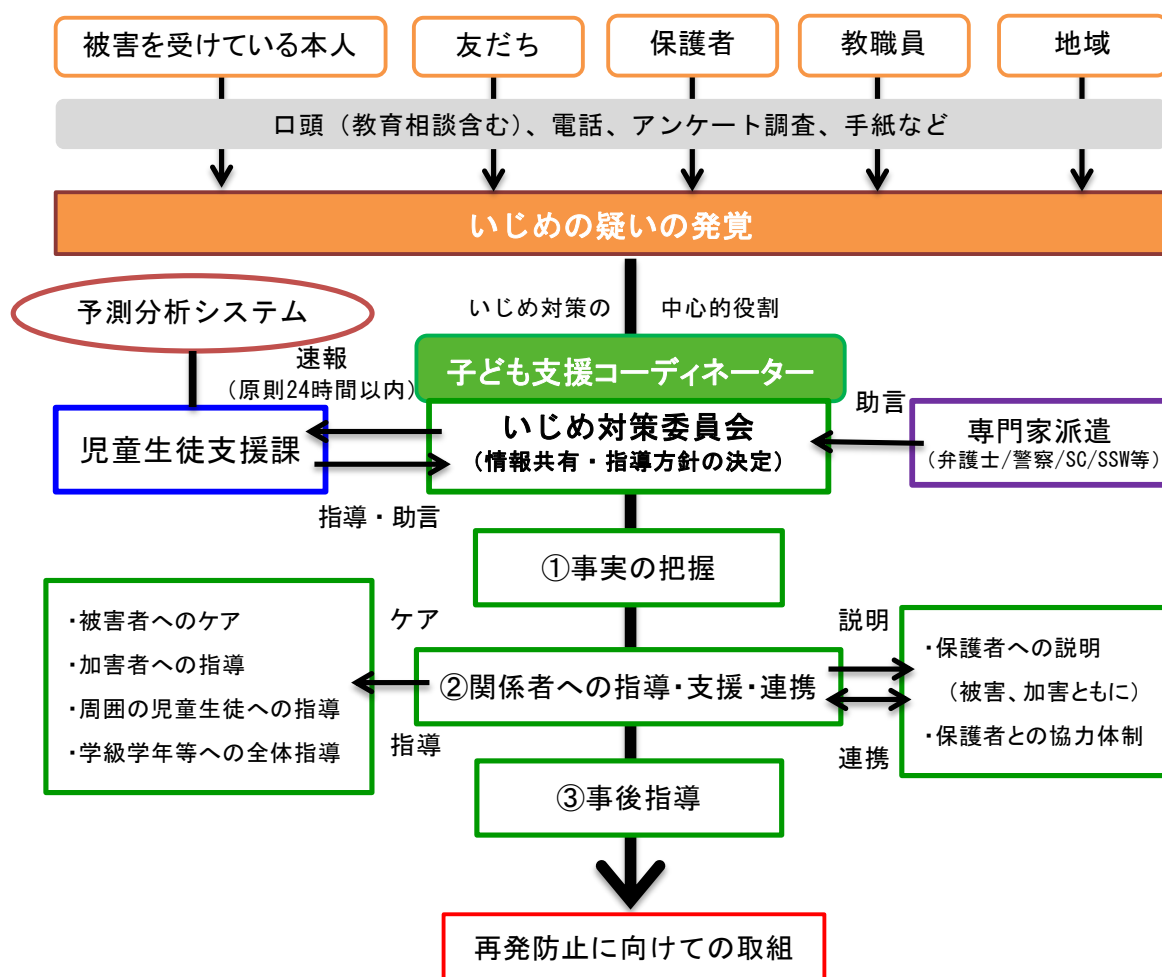
なお、個々の事案に応じて、関係の深い教職員やスクールカウンセラーを追加します。

また、事案の性質等、必要に応じて、心理や福祉の専門家、弁護士、医師、警察官（もしくは警察官 O B）・教員経験者など外部専門家の参加を得ます。

(3) 関係する校内委員会等との連携

いじめの防止等の取組の実施に当たっては、人権教育推進委員会等と役割分担し、連携して取り組みます。

(4) いじめ事案対応フロー図



- (2) 学校のいじめ防止対策全般や基本方針の進捗状況の評価等を協議するため、「拡大いじめ対策委員会」を設置します。

その構成員は校長、教頭、教務主任、子ども支援コーディネーター、生徒指導主任等の学校教職員の他、P T A 会長、自治連合会会長、青少年育成学区民会議会長、

主任児童委員等の学校関係者とします。

3 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

(1) 基本方針、年間計画の見直し

具体的な施策ごとに設定した目標について、その進捗状況を定期的に確認し、目標の達成状況（活動実績）を自己評価し、その結果について年度末に大津市教育委員会へ報告しています。また、評価に際しては、目標の達成状況（活動実績）を評価するとともに、それらの取組がいじめ防止にどのような効果があったのかについて考察し、取組内容や方法の見直しを検討します。このような取組を通して、策定した学校基本方針や年間計画をPDCAサイクルに基づき、毎年度見直します。

(2) 基本方針、年間計画の公開・説明

策定した学校基本方針や年間計画は、学校のホームページなどで公開するとともに、年度当初に子どもや保護者、地域関係者にわかりやすく説明します。

4 いじめ防止等に向けた年間計画

月	活動内容・取組	備 考
4	職員会議〈児童生徒理解〉（①・②・③） 保護者個別懇談会（②・④） いじめ問題に関する校内研修会（①・②・③・④）	いじめリーフレット 使用
5	職員会議〈児童生徒理解〉（①・②・③）	
6	職員会議〈児童生徒理解〉（①・②・③） いじめ防止啓発月間（①・④） アンケート調査・教育相談（児童個別面談①・②・③） 学校運営協議会・拡大いじめ対策委員会（④）	・委員会活動を中心にした取組の実施
7	1学期末学級懇談会（④）	
8	職員会議〈児童生徒理解〉（①・②・③） いじめ問題に関する校内研修会（①・②・③・④） 児童に関する情報交換（②・③）	
9	職員会議〈児童生徒理解〉（①・②・③）	
10	職員会議〈児童生徒理解〉（①・②・③） いじめ防止啓発月間（①・④） 保護者個別懇談（②・④） アンケート調査・教育相談（児童個別面談）（①・②・③）	・委員会活動を中心にした取組の実施
11	職員会議〈児童生徒理解〉（①・②・③） 学校運営協議会・拡大いじめ対策委員会（④）	
12	参観日による全学級一斉道徳の授業公開（①）	
1	職員会議〈児童生徒理解〉（①・②・③） いじめ問題に関する校内研修会（①・②・③・④）	
2	職員会議〈児童生徒理解〉（①・②・③） アンケート調査・教育相談（児童個別面談）（①・②・③） 学年末学級懇談会（④） 学校運営協議会・拡大いじめ対策委員会（④）	
3	職員会議〈児童生徒理解〉（①・②・③） 新年度に向けて	

年間を通じて	・朝のあいさつ運動、くつ箱チェック（①・②） ・子ども支援コーディネーターによる学級支援（①・②・③） ・週1回いじめ対策委員会（①・②・③） ・毎月2回ハートの日を設定（①・②） ・每学期1回、巡回教育相談の日を設定（①・②・④） ・緊急対策会議（③・④） ・月2回程度スクールカウンセラーによる教育相談（①・②） ・いじめ未然防止プロジェクト「富士見ど〜ん！！」の実施（①・④）	
--------	--	--

※いじめの未然防止に関すること…①

いじめの早期発見に関すること…②

いじめの早期対応に関すること…③

いじめ防止に関する家庭・地域・関係機関等との連携に関すること…④

5. その他（資料等）

令和8年度

富士見小 ストップいじめアクションプラン ～ いじめの未然防止、早期発見・早期対応 ～

楽しさ感じる
学校の創造

よく考え、実行する子
やさしく、助け合える子
くじけず、がんばる子

一人ひとりの子どもが大切にされ、いじめのない学校

子どものアクション

◎いじめのない明るい学校づくり

（児童会や委員会による主体的な取り組みを推進する）

- ・進んであいさつをする。
- ・掃除を一生懸命する。
- ・友だちと仲良くする。
- ・正しい言葉遣いをする。
- ・自分がされて嫌な事はしない。
- ・悩んだときは誰かに相談ができる。

家庭や地域と連携したアクション

- ・保護者や地域の方対象にいじめに関する調査をする。
- ・学校だより等で、いじめの取り組みについて知らせる。（全家庭、スクールガード、自治連合会配布・全学区の地域回覧）
- ・学校運営協議会でいじめの取り組みについて協議する。
- ・家庭や地域で「いじめ早期発見チェックリスト」等を活用し、地域ぐるみで子どもを見守る月間の設定をする。

笑顔でつながる
楽しい学校

教職員のアクション

◎「一人ひとりの子どもが大切にされ、いじめのない学校」作り（未然防止）に向け、共通理解・共通実践を行う。

- ・「いじめを絶対に許さない。いじめられている人を守る。」ということを児童、保護者、地域の人に宣言する。
- ・豊かな人間関係を育む力を培い「正義」と「思いやり」の気持ちを育むよう年間指導計画を立てる。
- ・いじめや差別を絶対に許さないという事を、日常の教育実践の基本とする。
- ・授業や学級活動等を通じて、「自己有用感」「安心できる居場所」「互いを認め合う絆」を育む。

◎いじめの早期発見・早期対応に努める。

- ・「悩みや相談をしっかりと聴く」ことを中心に組織的な教育相談体制を充実させる。
- ・些細な変化を見逃さないよう、昼食時や休み時間等において子どもとのふれあいを深め、信頼関係の構築に努める。
- ・いじめが見過ごされないよう、年に3回児童へのアンケートを実施し、それとともに教育相談週間を設定して児童一人ひとりの悩みを把握できるようにする。
- ・いじめが発見された場合は、緊急いじめ対策委員会を開き、早期に組織的で計画的な対応にあたる。

◎研修の充実と生徒指導・教育相談体制の強化を図る。

- ・「報告」「連絡」「相談」を校内で十分に機能させ、速やかな方針決定とそれに基づく校内体制の強化を図る。毎週、いじめ対策会議を持ち、情報共有する。
- ・児童や保護者の思いや気持ちを十分に理解するための研修を重ねる。
- ・信頼される教師を目ざし、人間的魅力や指導力を身につけるよう教員自らが努力する。また、ホームページや学校だより等で、いじめ問題の取り組みを発信する。年間数回の研修会を持つ。



現状（課題）

- ・正しいことを主張する強さとまわりを気遣う思いやりに満ちた学校や学級集団に、まだ十分に高まっていない。
- ・教職員の感性を磨き続ける必要がある。